

市営住宅収入基準の所得月額算出方法

前年1月2日以降に就職、転職または、新しく事業を始められたかた、年金を受給されているかた、家族の中に収入のあるかたが2人以上あるかた、障がい者や65歳以上のかたがおられるなどで特別控除をする必要があるかたなどは、次により所得月額を算出し判断してください。

1 世帯の年間総所得金額の算出

収入のある世帯員すべてのかたについて、それぞれ年間総所得を計算してから合計します。なお、個別の特別控除に該当するかたは、そのかたの年間総所得金額から該当する控除額を差し引いた後の金額を合計します。入居資格審査においては、申込日を入居資格審査日に置き換えて判定します。

(年間総所得金額がマイナスとなるかたの年間総所得は0とします。)

現在の状況		年間総収入金額及び年間総所得金額の計算方法	年間総所得金額(円) (個別の特別控除後)
給与所得のかた	前年1月1日以前から引き続き現在の勤務先に勤務しているかた	前年の源泉徴収票の「支払金額」を表3へあてはめます。2箇所以上から給与の支払を受けている場合は、「支払金額」の合計をあてはめます。	
	前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までに1年以上の期間を経過しているかた	申込の前月から過去1年間の給与・賞与の合計額を表3へあてはめます。	
	前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までの期間が1年未満のかた	次により年間総収入金額を推定し、表3へあてはめます。 (申込の前月から就職月までの給与・賞与の総額 賞与) $\frac{\quad}{\text{勤務月数}} \times 12 + \text{賞与}$	
自営業のかた	前年1月1日以前から引き続き現在の事業を営業しているかた	確定申告書の所得金額合計が年間総所得金額です。	
	前年1月2日以降に営業開始し、申込日までに1年以上の期間を経過しているかた	月別明細書の総所得額が年間総所得金額になります。	
	前年1月2日以降に営業開始し、申込日までの期間が1年未満のかた	次により年間総所得金額を推定します。 (申込の前月から営業開始月までの所得額の総額) $\frac{\quad}{\text{営業月数}} \times 12$	
その他	公的年金受給者であるかた	最近の公的年金改定通知書の年金額から1年間に支払われる年金額を計算し、表4にあてはめます。	
1 世帯(収入のあるかた全員)の年間総所得金額計			

個別の特別控除

次に該当するかたの年間総所得金額から控除額を引いた後の額を1の年間総所得金額欄へ記入します。

区分及び項目	控除対象となる要件	控除額(円)
個別の特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明のかたで扶養親族のあるかた。 	270,000
	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明のかたで合計所得金額が500万円以下のかた。 	
寡夫控除	<ul style="list-style-type: none"> 妻と死別または離婚したのち婚姻していないか、妻の生死が不明のかたで子供を扶養し、かつ合計所得金額が500万円以下のかた。 	

《表3 給与所得者の場合の年間総所得金額算出のしかた》

年間総収入金額 (円)	年間総所得金額 (円)	年間総収入金額 (円)	年間総所得金額 (円)
1 ~ 650,999	0	1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
651,000 ~ 1,618,999	総収入金額 - 650,000	1,628,000 ~ 1,803,999	(A) × 0.6
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000	1,804,000 ~ 3,603,999	(A) × 0.7 - 180,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000	3,604,000 ~ 6,599,999	(A) × 0.8 - 540,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000	6,600,000 ~ 9,999,999	総収入 × 0.9 - 1,200,000

注：(A)の計算は、年間総収入金額 ÷ 4,000 (小数点以下切捨て) × 4,000 (= A)

例：年間収入金額が 3,759,380 円の場合の計算は、3,759,380 円 ÷ 4,000 = 939.845 × 4,000 = 3,756,000 円 (= A)
 年間総所得金額は、表3へあてはめ、3,756,000 円 × 0.8 - 540,000 円 = 2,464,800 円

《表4 公的年金の場合の年間総所得金額算出のしかた》

遺族年金、障がい年金など課税されない所得は、計算対象となりません。

64歳以下のかた		65歳以上のかた	
年間総収入金額 (円)	年間総所得金額 (円)	年間総収入金額 (円)	年間総所得金額 (円)
1 ~ 1,299,999 円	総収入 - 700,000	1 ~ 3,299,999 円	総収入 - 1,200,000
1,300,000 円 ~ 4,099,999 円	総収入 × 0.75 - 375,000	3,300,000 円 ~ 4,099,999 円	総収入 × 0.75 - 375,000
4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	総収入 × 0.85 - 785,000	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	総収入 × 0.85 - 785,000
7,700,000 円 ~	総収入 × 0.95 - 1,555,000	7,700,000 円 ~	総収入 × 0.95 - 1,555,000

2 控除額の計算

世帯の年間総所得金額から控除する額を次により計算します。

区分及び項目	控除対象となる要件	対象人数 (人)	× 控除額 (円)	控除額計 (円)
一般控除	同居親族控除		380,000	
	扶養親族控除		380,000	
その他の特別控除	障がい者控除		270,000	
	特別障がい者控除		400,000	
	特定扶養親族控除		250,000	
	老人扶養親族控除		100,000	
2 控除額の合計				

注：婚約者のかたは、同居扶養親族に含みますが、胎児は含みません。なお、入居日までに同居親族および扶養親族に出生や死亡があった場合、所得月額を再計算し区分を判定し直します。この結果、入居資格に該当しなくなった場合は入居の許可を取り消します。また、年齢については、申込時点は申込日現在の満年齢で判断いただき、最終的には入居資格審査日現在における満年齢で判定することになります。

3 所得月額の計算と区分の判定

次により、所得の月額を計算します。所得月額が 158,000 円以下 (裁量世帯の場合は、214,000 円以下) であれば、入居収入基準に適合しており、入居の資格があります。

1 世帯の年間総所得金額計	2 控除額の合計	所得月額	区分
円	円	円	
() ÷ 12 =			